

資料27 統計委員会における審議結果への対応状況（ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用）

意見事項	ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
担当府省名	総務省（統計局）
平成二十三年度の審議結果における今後の方向性等	<p>○ 総務省は、平成25年以降に予定されている正式運用に向けて、引き続き関係府省と密接に連携しながら、以下に掲げる施策を計画的に推進する必要がある。また、施策の推進に当たっては、関係府省の積極的な協力が必要である。</p> <p>(i) より正確な母集団情報の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政記録情報の持つ特性や制約等に留意しながら、企業組織の的確な確認等を効率的・効果的に実施。 <p>(ii) 各統計調査における共通事業所・企業コードの保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各府省の統計調査結果における共通事業所・企業コードの保持を推進するため、その保持状況を把握。 ・共通事業所・企業コードが保持されていない統計調査結果については、今後の統計調査において保持されるよう、所管する府省に必要な調整・サポートを実施。 <p>(iii) ビジネスレジスター統計の作成・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスレジスターの記録情報を活用した統計として、どのような集計が可能かについて検討。
平成二十四年度における取組実績	<p><全体的事項について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所母集団データベースシステムの運用試験を実施し、同システムの利用手続等を定める「事業所母集団データベース運用管理規程」を決定し、平成25年1月より運用を開始。 ○ 平成23年3月に策定した「整備方針」に基づき、優先的に記録する統計調査結果や行政記録情報は、照合した上で統合し、同システムへ順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。 ○ また、優先的に記録する統計調査結果や行政記録情報により整備した母集団情報の作成方法を具体的に検討。 ○ 平成24年12月に、総務省政策統括官（統計基準担当）と協力して事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議（第5回）を開催し、ビジネスレジスターの整備に向けたこれまでの取組や今後必要となる取組について確認。 <p><統計調査結果の収録に向けた検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先的に記録する統計調査結果について、事業所母集団データベースへの記録項目、記録方法、活用方法などの基本的な考え方を決定。 ○ 総務省は、各府省の統計調査結果における共通事業所コードの保持状況を把握し、調整・サポートを実施。

<p>平成二十四年度における取組実績（つづき）</p>	<p><行政記録情報の収録に向けた検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働保険情報、商業・法人登記簿情報に基づく記録スキームを構築するとともに、労働保険情報に基づく毎月照会を平成24年5月より本格的に開始。 ○ EDINET情報は、上場企業等の売上高、費用を把握できることを確認し、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。 <p><より正確な母集団情報の整備に向けた検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度作成する最新の母集団情報について、作成基準日、提供日、提供内容など、母集団情報の具体的な作成方法に係る基本的な考え方を決定。 ○ 現在活用できる行政記録情報における、「個人経営事業所（特に雇用者のいない事業所）の新設・廃業・存否」、「企業組織構造の変化（支社事業所の新設・廃業・存否、本支の関係、企業グループ、合併・分割状況）」について把握の程度を確認。
<p>平成二十五年以降の対処方針</p>	<p><より正確な母集団情報の整備に向けた検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度作成する最新の母集団情報について、基本的な考え方に基づく具体的な事務処理を検討し、平成24年次フレームを作成・提供（速報版を平成25年6月末から提供開始予定、更新版を平成25年度末に提供開始予定）。 ○ 母集団情報の整備について、現在活用できる行政記録情報では、「個人経営事業所（特に雇用者のいない事業所）の新設・廃業・存否」、「企業組織構造の変化（支社事業所の新設・廃業・存否、本支の関係、企業グループ、合併・分割状況）」を十分に把握できないため、諸外国の状況を踏まえ、新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法の検討に引き続き取り組むことが必要。 ○ また、最新の母集団情報作成に当たっては、当面記録する統計調査結果等で、母集団情報集団全体のどの程度の事業所・企業の値を更新することが可能なのか、調査間でデータの整合性があるかなど、試行的な作成を通じて、具体的に検証することが必要。 <p><統計調査結果における共通事業所コードの保持について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省において、統計調査結果に対して共通事業所コードを保持することは、ビジネスレジスターの整備・利活用に当たって、必要・不可欠であり、今後とも、共通事業所コードの保持状況及び保持に必要な調整・サポートを必要に応じて実施することが必要。 <p><ビジネスレジスター統計（事業所母集団データベースを用いた統計）の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度作成する母集団情報を用いて、どのような集計が可能であるか検討。

資料28 統計委員会における審議結果への対応状況（グローバル化の進展に対応した統計の整備（貿易統計関係））

意見事項	グローバル化の進展に対応した統計の整備（貿易統計関係）
担当府省名	財務省
<p>平成二十三年度審議結果について、今後の方向性等について基本的な考え方を</p>	<p>○ 財務省は、関係府省や学識経験者等の意見を含め、1年程度をかけて、貿易統計を活用するに当たっての課題（企業の個別情報の秘密保護の在り方、基幹統計化によってもたらされるメリット・デメリット等）について具体的に検討する必要がある。</p>
<p>平成二十四年度における取組実績</p>	<p>【輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスレジスターが運用開始されたことを踏まえ、ビジネスレジスターの概要・データ入手方法等を総務省に確認した上で、事業所母集団データベースの収録情報についての確認、貿易統計の集計用データベースにおいて改修が必要な点についての技術面、予算面での検討を開始した。 ・ 両データベースの収録情報を接続するにあたり有効であると思われるキーについても、技術的に活用可能か検討中である。 <p>【輸出入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工など）を貿易統計に反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2008SNAにおいて加工用の財貨の取扱いの変更が求められていることを踏まえ、今後の対応について内閣府等と協議を行った。この協議を踏まえ、2008SNAにおける加工用の財貨の取扱いの変更にかかる検討のために関連データを内閣府に提供したところであり、今後も、引き続き、提供していく予定。 <p>【貿易統計の基幹統計化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した簡略化への取組が求められているところであり、統計作成の目的で申告項目の追加等の変更を行うことについて、輸出入者等からの理解を得ることは困難であることを再確認した。 ・ 一方、貿易統計の元データとなる輸出入申告書は、関税法で提出が義務付けられており、貿易統計の元データは100%の入手が担保されている。 ・ 以上を踏まえて検討を行った結果、貿易統計については基幹統計化のメリットを活用できる状況にはないと考えられることから、現状を維持することが適当との結論を得た。
<p>平成二十五年度以降</p>	<p>○ 事業所母集団データベースと貿易統計の集計用データベースの接続等が可能か否かについて、検討を継続。</p>

資料29 統計委員会における審議結果への対応状況（ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備）

事 項 名	ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備
担当府省名	総務省(統計局)、厚生労働省
平成二十三年度審議結果における今後の方向性等についての基本的な考え方	<p>○各種統計調査の中で、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目数は着実に増加していることから、今後は、これらの調査結果を踏まえ、関係する各府省の統計調査における当該項目の全体像を整理した上で、改めて、少子高齢化・ワークライフバランスに関して、調査項目の過不足・重複について検討する必要がある。</p>
平成二十四年度における取組実績	<p>【総務省】 労働力調査については、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成25年1月から調査を実施した。 就業構造基本調査については、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更し、また、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設し、平成24年10月1日現在で調査を実施した。</p> <p>【厚生労働省】 少子高齢化・ワークライフバランスに関する事項については、関係する統計調査において、調査の企画の際に随時検討しているものであり、今後も必要に応じ対応を行う。 (1) 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。 さらに、平成24年度においては、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割し、平成24年上半期分を平成24年12月に公表した。(離職者票の「離職理由」に関する選択肢においては、従来から「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分けている)</p>

<p>平成二十四年度における取組実績（つづき）</p>	<p>(2) 厚生労働省が世帯に対して実施しているワークライフバランスに関する調査のうち、3つの縦断調査において、次のような把握をし、集計を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21世紀出生児縦断調査は平成13年より同一対象者を継続して調査しており、主な調査項目として、就業（母親の就業状況）、出産（母親の出産1年前・出産半年後の就業状況）、子育て（子育て費用、子育ての負担感）等を把握し、集計を行っている。 ・ 21世紀成年者縦断調査は平成14年より同一対象者を継続して調査しており、主な調査項目として、就業（就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況）、結婚（結婚の状況、結婚意欲）、出産（出生の状況、男女の出生意欲）、子育て（仕事と子育ての両立支援制度の利用状況）等を把握し、集計を行っている。 ・ 中高年者縦断調査は平成17年より同一対象者を継続して調査しており、主な調査項目として、就業（就業の状況、仕事への満足感）、介護（介護の状況、介護時間）等を把握し、集計を行っている。 <p>上記に加え、世代によるワークライフバランスの変化等をみるため、平成22年度に21世紀出生児縦断調査、平成24年度に21世紀成年者縦断調査で新たな標本の追加を行い、21世紀出生児縦断調査については、平成24年12月に公表した。</p>
<p>平成二十五年度以降の対処方針</p>	<p>【総務省】 労働力調査については、新たな調査事項を含む結果表を四半期ごとに公表する予定。 （平成25年1～3月期分を平成25年5月14日に公表） 就業構造基本調査については、平成25年7月に公表予定。</p> <p>【厚生労働省】 雇用動向調査については、上記の調査事項の変更を含む結果表を平成24年度に引き続き公表予定。 21世紀成年者縦断調査については、平成26年3月に公表予定。</p>

資料30 統計委員会における審議結果への対応状況（非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備）

事項名	非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備
担当府省名	厚生労働省
平成二十三年度審議結果における今後の方向性等についての基本的な考え方	<p>【企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備】</p> <p>○雇用構造調査を用いて非正規雇用者数を継続的に把握する場合には、時系列的比較が可能となるよう、調査設計等を固定して実施する必要がある。また、非正規雇用者の実情把握を安定的に行う観点から、必要に応じて関係統計調査の見直しを行う必要がある。（厚生労働省）</p>
平成二十四年度における取組実績	<p>統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について平成23年度に整理した。これを受けて、既存調査に加え、雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等）において、各調査年のテーマに即した調査事項と、毎年共通の調査事項とに分けて調査することで対応することとし、平成24年雇用構造調査から対応している。</p>
平成二十五年以降の対処方針	<p>雇用構造調査について、時系列比較が可能となるよう、今後は調査設計等を固定して実施する。</p>

資料31 統計委員会における審議結果への対応状況（オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供）

事項名	オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供
担当府省名	各府省等、総務省政策統括官（統計基準担当）
平成二十三年度審議結果の基本的な考え方	<p>○統計データの二次的利用については、より高度かつ多様な研究分析等を通じ、学術研究や各種施策に活用されることにより、社会の一層の発展に寄与することが期待されていることから、オーダーメイド集計及び匿名データの提供対象調査の拡充を図るとともに、その利用促進が求められている。</p> <p>○このため、各府省は、統計ニーズに係るアンケート等において提供要望が多く、技術的にも対応可能な統計調査については、オーダーメイド集計による提供、匿名データの作成を優先的に検討するとともに、例えばオーダーメイド集計及び匿名データに係る実践的な活用例をホームページや学会等で周知するなどして、民間における利用を含め、引き続き二次的利用の促進を図ることが必要である。</p> <p>○また、二次的利用を取り巻く諸課題については、総務省の研究会における検討状況を注視していくこととする。なお、オンサイト利用や教育用擬似マイクロデータの検討に当たっては、コストやその負担、国民の理解や研究者に対する国民の信頼感にも密接に関係することに留意が必要である。</p>
平成二十四年度における取組実績	<p>【総務省】</p> <p>(1) オーダーメイド集計 オーダーメイド集計については、労働力調査、全国消費実態調査、家計消費状況調査について、経年に伴う年次の追加を行い、家計調査については経年に伴う年次追加を行うとともに、対象年次の遡及を行った。</p> <p>(2) 匿名データ 国勢調査の匿名データについては、統計委員会への諮問を行い、「諮問第44号の答申 国勢調査に係る匿名データの作成について」（平成25年2月15日付け府統委第13号）を得たところ。なお、提供については、平成25年内を予定。 労働力調査の匿名データについては、平成20年調査の追加提供を行った。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>(1) オーダーメイド集計 オーダーメイド集計については、学校基本調査の対象年次の拡大を行った。</p> <p>(2) 匿名データ 実績なし</p>